

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
5月2日
(火曜日)

目次

○告示

- 一 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………
- 二 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………
- 三 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………
- 四 指定納付受託者の指定(税務課)……………
- 五 歳入の収納の事務の委託(税務課)……………
- 六 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………
- 七 土地改良区の役員(農村整備課)……………
- 八 公共測量の実施の終了(四件)(監理課)……………

○公告

- 一 土地改良区の役員(農村整備課)……………
- 二 公共測量の実施の終了(四件)(監理課)……………

山口県告示第百五十四号



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百四十円」を「三千九百八十円」に改める。

山口県告示第百五十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「四、九四一円」を「五、一六六円」に、「二、九五七円」を「一三、二〇七円」に、「五、四三六円」を「五、六九一円」に、「六、〇四九円」を「六、一九四円」に、「一三、九八五円」を「一四、四一〇円」に、「六、二七二円」を「六、五七四円」に、「一六、六九六円」を「一七、〇六七円」に、「六、六九三元」を「六、七八二元」に、「一九、六八九円」を「一九、四五七円」に、「七、〇四九円」を「七、一三九円」に、「二一、五〇五円」を「二一、二五八円」に、「七、〇九六円」を「七、二二二円」に、「二二、八九八円」を「二二、四四四円」に、「六、九九四円」を「七、一〇九円」に、「二五、一八九円」を「二四、六二五円」に、「六、五七〇円」を「六、六九八円」に、「二五、三一九円」を「二四、八六三元」に、「五、四七三元」を「五、六五一円」に、「二二、〇二二円」を「二二、二四五円」に、「三、九四〇円」を「三、九八〇円」に、「二六、一一七円」を「二五、八二七円」に改める。

山口県告示第百五十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部

を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、令和五年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

表常時介護を要する状態の項中「十七万六千五百五十円」を「十七万二千五百五十円」に、「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に、「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

山口県告示第百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
 - SBペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
 - PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
 - 株式会社やまぎんカード 下関市細江町二丁目二番一号
 - 株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番二二号
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入
 - つながる。やまぐち応援寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 三 指定の日
 - 令和五年四月一日

山口県告示第百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、

次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類
 - つながる。やまぐち応援寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地
 - 株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号
- 三 委託の期間
 - 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間

山口県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 土地改良区の名称
 - 認可年月日
 - 下関市豊北町農地開発土地改良区 令和五、四、一九
 - 山口市阿知須土地改良区 〃 〃 〃



(八四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
			山口県知事 村岡 嗣 政

山口市阿知須土地改良 監 事 日南本和江 山口市阿知須四四一の一

(八五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

防府市大字台道

三 作業の期間

令和四年六月十五日から令和五年三月三十一日まで

(八六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和四年八月十五日から令和五年三月二十四日まで

(八七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和四年八月二十四日から令和五年三月十五日まで

(八八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和四年十一月二十五日から令和五年三月十七日まで

令和五年五月二日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁